

宮城県公報

令和8年2月10日(火)
定期第671号

目次

告示

- 宮城県議会定例会の招集(財政課)
- 保安林の指定の解除の予定(森林整備課)
- 保安林の指定施業要件の変更(同)
- 道路の区域変更(道路課)

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(森林整備課)
- 開発行為に関する工事の完了(建築宅地課)

宮城県告示第51号

令和8年2月17日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和8年2月10日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県告示第52号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和 8 年 2 月 10 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1　解除予定保安林の所在場所

石巻市北上町十三浜字上ノ山 7 の 1、31 の 1（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

魚つき

3　解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年2月10日

宮城県知事　村井嘉浩

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

　　気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第54号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 2 月 10 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 10 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

- 1 道路の種類　県道
- 2 路線名　志津川登米線
- 3 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町入谷字岩沢 358 番 23 地先から 同郡南三陸町入谷字岩沢 358 番 23 地先まで	前	10.5 ~ 22.2	31.5
	後	15.7 ~ 39.5	31.5

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年2月10日

宮城県知事 村井嘉浩

1 入札に付する事項

(1) 調達案件及び予定数量

- ア 調達案件 令和8年度森林病害虫等防除「春季伐倒駆除（東部管内）」業務委託（単価契約）
イ 予定数量 入札説明書及び仕様書による。

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和8年7月17日まで

(4) 履行場所 宮城県石巻市及び東松島市に存する県所管森林

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

(3) (2)以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものも含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

(8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(9) 過去3か年度以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。

(10) 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 電話 022-211-3335）へ令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 5 時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県水産林政部森林整備課森林育成班（電話 022-211-2921）

(3) 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(4) 入札参加資格確認申請期限

令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 5 時まで

(5) 入札書の提出期限及び場所

ア 日時 令和 8 年 3 月 24 日（火）午後 5 時まで

イ 場所 （2）に同じ。

ウ 郵送により入札書を提出する場合はイの日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、（6）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 3 月 25 日（水）午前 10 時

イ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県庁行政庁舎 12 階水産林政部森林整備課

4 入札に参加することができない者

2 に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 97 条、第 98 条、第 113 条及び第 114 条の規定による。

(3) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(4) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加えた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(9) 詳細は入札説明書による。

6 概要

Summary

(1) Nature of Service(s): Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2026 (Tree Felling and Extermination within Tobu Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)

(2) Contract Period: From April 1, 2026, until July 17, 2026.

(3) Bid Submission Deadline: March 24, 2026, 5:00 p.m.

(4) Place and Time of Bid Selection: March 25, 2026, 10:00 a.m.

Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor

- (5) Contact Information: Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Fisheries Forestry Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan
Tel.: 022-211-2921
- (6) Language and Currency Used for Contract: Japanese and Japanese yen only

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発区域（工区）に
係る開発行為は、その工事を完了した。

令和8年2月10日

宮城県知事 村井嘉浩

1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

東松島市野蒜字南余景68番1、68番2、68番3、68
番4、68番5、68番6、68番7、68番8、68番9、68番
10、68番11、68番12、68番13、68番14、68番15、68
番16、68番18、68番19、68番20、68番21、68番22、
68番23、68番24、68番25の一部、68番27、68番28、
68番29、68番30、68番31、68番32、68番33、68番
34、68番35、68番36、68番118、68番122、68番124、
68番138、68番141、68番142、68番144、68番145、68
番152、68番155、68番156、68番158、68番166、68番
182、68番183、68番200、68番209、68番210、68番
211、68番212、68番213、68番214、68番244、68番
246、68番248の一部、68番249の一部、68番250の
一部、68番251の一部、68番253の一部、68番254の
一部、68番255の一部、68番256の一部、68番257の
一部、68番258の一部、68番259の一部、68番260、68
番265、68番266、68番271、68番274、68番275の
一部、68番277、68番3地先の道の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都渋谷区南平台町15番地13

株式会社アークリンク